平成２７年（フ）第４８１号
兵庫県西宮市芦原町６番11―203号、前住所
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―714号
債務者　秋山　正一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３５号
栃木県宇都宮市下平出町251番地５
債務者　阿久津和人
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２２８号
神奈川県藤沢市藤が岡３丁目５番３号
債務者　江村　滋美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４０号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台１番６―105号、旧住所横浜市港北区下田町３丁目７番55号　カルム下田101
債務者　川村　明日
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４８号
横浜市南区井土ケ谷中町30番地６
債務者　大西　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２１号
栃木県大田原市美原１丁目９番212号　市営西原団地212号、前住所栃木県大田原市本町２丁目2829番地65　ジョイフル鈴木Ａ棟202号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２２号
岡山市北区岩井２丁目４番９―１号テルジオ・レオーネＣ―103
債務者　木村　宏樹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２３号
岡山県瀬戸内市牛窓町長浜5642番地、旧住所岡山市東区西大寺中野588番地18
債務者　頭士　　満
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２４号
岡山県瀬戸内市牛窓町長浜5642番地、旧住所岡山市東区西大寺中野588番地18
債務者　頭士　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４４号
岡山市北区富町２丁目18番15号富町コーポ111号
債務者　小村　　学
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3919番地46
債務者　青木　孝弥
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４２８号
静岡市清水区三保1932番地の２
債務者　石野　奈那
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２９号
神奈川県海老名市社家170番地の１　(308)
債務者　越智　勝明
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1125番地　ＭＭＴマンション303
債務者　大城　　敏
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第８６号
沖縄県宜野湾市大山３丁目９番７―303号　伊佐アパート
債務者　盛島　和子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部